

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、介護保険法第143条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年9月11日

横浜市 磯子区長 本城 泰之

送達を受けるべき者	氏名又は名称	玉井 銀次郎 他4件(別紙のとおり)
送達する書類名	介護保険料額通知書 令和8年度	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

別紙 介護保険料額通知書 令和8年度 公示送達

送達を受けるべき者の氏名又は名称	
玉井 銀次郎	鶴田 祐一
内山 正志	市村 謙司
政木 廣満	